

# 広報 筑摩野

松本警察署  
村井・寿交番  
TEL 58-2024  
原田 奈絵



## 春の全国交通安全運動

期間 5月11日(木)～5月20日(土)



全国の重点項目は  
3つです



### ①子どもを始めとする歩行者の 安全確保

- 道路横断時は、首を振って左右の安全確認をしっかりとしましょう。
- 横断歩道の近くでは、横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を横断するときは、手をあげるなどのハンドサインで、横断する意思をはっきり伝えましょう。

### ②横断歩行者車事故等の防止 と安全運転意識の向上

- 横断歩道や交差点の近くではスピードを落とし、歩行者がいたら必ず停止しましょう。
- 飲酒運転は絶対しない、させない、許さない環境を作りましょう。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法で運転しましょう。

### ③自転車のヘルメット着用と 交通ルール遵守の徹底

- 4月1日からヘルメット着用が努力義務になりました。
- 自転車の通行ルールを必ず守るとともに、命を守るために、ヘルメットを着用しましょう。
- 交差点では、一時停止や徐行をして安全確認を徹底しましょう。
- 長野県では、自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられています。

### 長野県重点



### 高齢運転者の交通事故防止

- 普段から通り慣れた道であっても、しっかりと安全確認して「かもしれない運動」を心掛けましょう。
- 視野、反射神経、筋力等の身体機能は変化します。運転に不安を感じたら、家族や安全運転相談窓口（#8080）などに相談しましょう。
- 安全運転サポート車（サポカー）への乗り換え等を検討しましょう。



悪質商法の被害にあわないために  
正しい知識を身につけましょう！

- 訪問販売：自宅を訪問して高額な物品（布団等）を売りつける
- 点検商法：無料点検と言って不要な工事代を請求する
- 訪問購入（押し買い）：強引に貴金属を買い取る

送り付け商法：海産物やお茶などを一方的に送り付け、請求する

※注意

これらは、全てが犯罪というわけではありませんが、契約トラブルに発展するおそれの高い、販売方法です。

不意打ち的な勧誘による契約等にはクーリングオフ制度が適用になります。



# 松本警察署

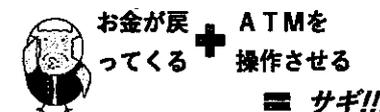
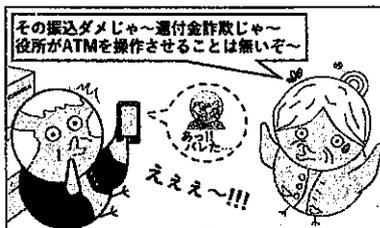
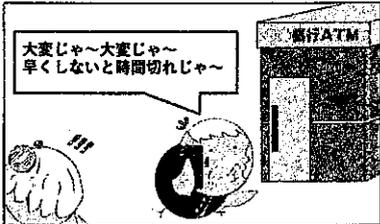
## 特殊詐欺撃退通信



### とじいさんとサギ

ピィじいさんのある日 (その14)

ATMを操作させるのはサギ!の巻



## 令和5年3月中、電話でお金詐欺被害が 3件発生!!



松本警察署管内で、令和5年3月中、「電話でお金詐欺(特殊詐欺)」の被害が3件発生しました。

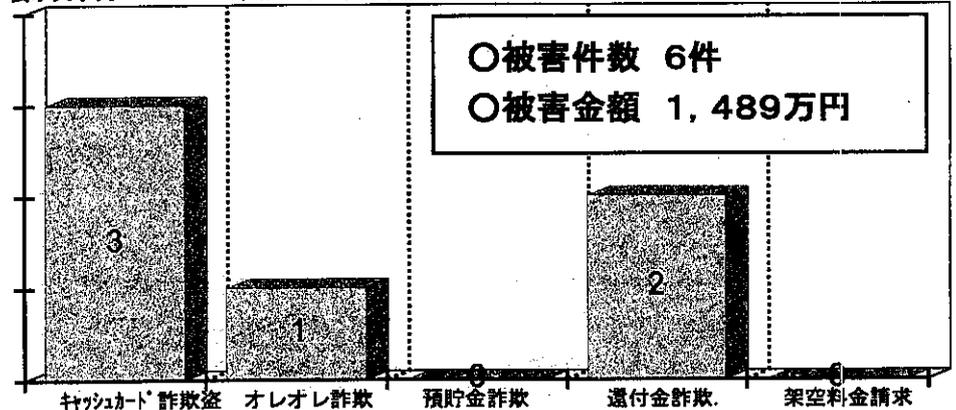
3月中の発生は、

- ① 市役所等の職員をかたって「医療費の還付金がある。ATMでお金を受け取れる。」などと言って 電話で指示をしながらATMを操作させる手口
- ② 警察をかたって「あなたのキャッシュカードが犯罪に使われている。今から警察官がカードを取りに行く。」などと言って自宅まで来て、偽物のカードとすり替えて盗む手口でした。

まずは、ご自宅の電話機の留守番電話や迷惑防止機能を利用し、犯人からの電話を受けないようにしましょう。

そして、家族とこまめに連絡を取り、合言葉を決める等して、家族が被害に遭わないようにみんなで被害防止対策を行いましょう。

表示文字列 令和5年 松本警察署管内 特殊詐欺被害手口内訳 (3月末時点)



長野県警察ホームページ 美川憲一さん・湯澤かよさんの留守番電話応答メッセージの再生はこちらから

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/jikenjiko/tokushu/rusudenonsei.html>

### 詐欺防止のための3つの合い言葉

- ① 自宅の電話機対策 (留守番電話・防犯機能付き電話の活用) をしましょう
- ② 暗証番号は教えない
- ③ キャッシュカードや現金は渡さない・ポストに入れない・送らない